

社会福祉法人 至心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至心会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、別表1のとおり報酬等を支給する。

(適用除外)

第3条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当日支給とする。

(費用弁償)

第5条 当法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する費用については、前もって支払うこととする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和元年6月24日より施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬

①理事

項 目	報 酬
理事会等への出席	日 額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 5,000 円

②監事

項 目	報 酬
理事会等への出席	日 額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 5,000 円
監事監査の業務	日 額 5,000 円

③評議員

項 目	報 酬
評議員会等への出席	日 額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 5,000 円